

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県立農産加工所規程の一部改正
- ◇告示 計量器定期検査の実施  
牛の結核病及びブルセラ病の検査  
通信地図の修正測量
- ◇雑報 市町村職員共済組合会の開催

## 規則

第二条中「所長（二級技術吏員）  
三級事務吏員  
三級技術吏員  
嘱託  
雇傭人」  
若千名  
若千名  
若千名  
を

「所長（技術吏員）  
事務吏員  
技術吏員  
その他の職員」  
に改める。

第四条及び第五条中「三級」を削る。

第八条中「傭人」を「その他の職員」に改める。

鳥取県立農産加工所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十六号

鳥取県立農産加工所規程の一部を改正する

規則

鳥取県立農産加工所規程（昭和二十三年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、倉吉市及び米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
十月一日	倉吉市上小鴨地区	上小鴨公民館
" 二日	小鴨地区	小鴨小学校
" 五日	社地区	社農業協同組合
" 六日	北谷地区	北谷農業協同組合
" 七日	高城地区	高城小学校
" 十九日	米子市の内啓成、就 将、義方、明道各小 学校の校区	啓成小学校
" 二十日	"	"
" 二十一日	"	就将小学校

" 二十二日	"	"
" 二十六日	"	錦公園内ほうしよ う閣
" 二十七日	"	"
" 二十八日	"	明道小学校
" 二十九日	"	"

備考 計量法第四百十二条ただし書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十四年十月一日から十月三十一日までとする。

鳥取県告示第五百七号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査を行うことを命ずる。

昭和三十四年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	大郷	六反田、福井
"	"	"	明治	報徳
"	"	"	大正	古海
" 二十九日	" 二日	"	稲葉	滝山、上野
"	"	"	湖山	湖山
" 三十日	" 三日	"	神戸	上砂見
"	"	"	国府町大成	中河原、栃本

鳥取県告示第五百八号

次のとおり通信地図の修正測量を行う旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十四年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分前一月及び分後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法  
結核病：ツベルクリン皮内反応検査  
ブルセラ病：ブルセラ急速凝集反応及び国際法

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十八日	十月一日	鳥取市末恒地区
"	"	伏野、三津検 診場
"	"	吉岡
"	"	長柄

局名	郡市別	町	村	字	地域	測量期間	測量方法	備考
鳥取	鳥取市	昭和二八、六、三〇現在の鳥取市の地域			気高郡湖山村、千代水村、大正村、松保村大字里仁、大字布勢、大字足山大字岩吉の地域	十月中旬 四十日間	測鎖測量 平板測量	二区に分けて測量
	岩美郡	国府町大字奥谷			岩美郡面影村の地域			
米子市	米子市	彦名町、夜見町、河崎、上後藤、下後藤、旗ヶ崎、西福原、東福原、上福原、観音寺			大谷町、目久美町、陰田町、奈喜良、安部、皆生、中島、福市、八幡、諏訪	十六日間	測鎖測量	
		美吉、宗像、奥谷、日原、石井、橋本、新山、吉谷、古市			両三柳字上谷、字中谷、字下谷、字前谷、字中筋、字下三柳			
		長砂字奥長砂			米原字米原			

備考 なお、本測量は基本測量でないので、立木伐採等は行わない。

雑報

鳥取県市町村職員共済組合第五回組合会を次のとおり開催する。

昭和三十四年九月二十五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

- 一 開催年月日 昭和三十四年九月二十九日 午前十時三十分
- 二 開催の場所 東伯郡三朝町 溪泉閣
- 三 附議事項 議案第一号 昭和三十四年度事業計画の変更について 議案第二号 地方公務員の退職年金制度改正に関する第一次試案に対する意見について

昭和四年四月十五日第三号 事務認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町 印刷所